

消費税インボイス制度セミナー

消費税インボイス導入準備 & 管理会計によるコスト削減

参加無料

日時 令和3年 **11月22日** (月) 14:00~16:00

場所 行橋商工会議所 (行橋市中央1-9-50)

締切 11月12日 先着 **30名** (定員になり次第締め切らせていただきます)

令和5年10月インボイス制度スタート

- ☆そもそも「インボイス」とは？
- ☆インボイス制度の開始により私たちにどのような影響があるのか？
- ☆実際の事務作業で何が変わる？
- ☆免税事業者はどのように対応すべきか？
- ☆インボイス制度開始への対応方法
 - ☞ 事前に必要な届け出
 - ☞ 適格請求書を受取った時の処理方法等
- ☆Q&Aによる質疑応答

📢 講師



萩尾 博文 氏
(萩尾会計事務所)

消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式が導入されます。
 令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。適格請求書等保存方式の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」（いわゆるインボイス）等の保存が仕入税額控除の要件となります。
 (令和元年10月1日から令和5年9月30日までの間の仕入税額控除の方式は、区分記載請求書等保存方式です。)

(FAXは切らずに送信してください)

「消費税インボイス制度セミナー」受講申込書

事業所名	TEL		参加者
	FAX		
所在地	〒		

※ご記入いただいた個人情報は主催者からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。
 ※当日は会場への入場の際検温を実施いたしますので、37.5度以上の方は、入場をお断りさせていただきます。また、必ずマスク着用の上、ご来場ください。

申込・問合せ先 行橋商工会議所 TEL:0930-25-2121 FAX:0930-25-3488